

【記者発表資料】

平成22年度「災害時基本協定締結会社」の募集について ＜大規模災害発生時の支援活動の迅速な確立のために＞

1. 目的

災害時において、被災状況の迅速な把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために、地元建設会社の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

国土交通省延岡河川国道事務所が管理する、「五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川、大瀬川、北川、祝子川」及び「国道10号（延岡南バイパス、延岡道路を含む）」を主に、災害が発生した場合に迅速で的確な災害対応を行うため、災害時協力業者と協力体制を整えるものです。

平成22年度は、災害時の応急対策工事（河川部門、道路部門、災害対策車等機械部門）の災害時の協力について、協定を締結して頂く会社を募集いたします。

2. 募集の内容

- ・災害協力の協定期間は、平成22年4月1日～平成23年3月31日を予定しています。
- ・募集部門、募集数は下記のとおりです。なお、「河川部門」又は「道路部門」と「災害対策車等機械部門」は重複して応募可能です。

【募集部門】工事分野

- ・河川部門 直轄河川管理区間（別図1参照）・・・全10社
 - ①大瀬川下流区間・・・2社、②大瀬川、五ヶ瀬川上流区間・・・2社
 - ③五ヶ瀬川中流・・・2社、④五ヶ瀬川下流、祝子川区間・・・2社
 - ⑤北川区間・・・2社
- ・道路部門 直轄道路管理区間（別図2参照）・・・全6社
 - ①延岡-1・・・1社、②延岡-2・・・1社、③延岡-3・・・1社
 - ④延岡門川・・・1社、⑤門川日向・・・1社、⑥日向・・・1社
- ・災害対策車等機械部門（別図1、2参照）・・・全2社
 - 直轄河川管理区間及び直轄道路管理区間・・・2社

3. 公告場所

①技術資料等説明書の交付期間

平成22年3月2日（火）から平成22年3月15日（月）

土曜、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

②技術資料等説明書の交付場所

〒882-0803

宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

国土交通省 延岡河川国道事務所 道路管理課（2階）

4. 技術資料等説明書の提出期間

平成22年3月2日（火）から平成22年3月15日（月）17時15分必着

5. お問い合わせ先

〒882-0803

宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

TEL：0982-31-1155（代表）

【河川部門】工務第一課長 坂本 正己（内線311）

【道路部門】道路管理課長 水口 高通（内線431）

【災害対策車等機械部門】河川管理課長 徳永 泰樹（内線331）

公 告

(延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成22年3月2日

国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 横峯 正二

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、延岡河川国道事務所（以下「当事務所」という。）が直轄管理を行う河川及び道路において、堤防決壊や道路の法面崩壊等の災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に備え、あらかじめ実施業者を定め協定を締結することにより、災害時の応急対策工事等を迅速に実施するための体制を確立するものであり、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としたものである。

(2) 基本協定区間及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「工事分野（河川部門、道路部門及び災害対策車等機械部門）」とし、内容は下記のとおりとする。

【工事分野】

- 河川部門・・・五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川の災害時応急対策工事・洪水時巡視。
- 道路部門・・・国道10号の災害時応急対策工事・道路巡回。
- 災害対策車等機械部門・・・当事務所が保有する災害対策車等を指定した場所に運搬し、必要に応じて設置・運転・撤去を行う。

公募する、協定対象区間及びその協定対象企業数は、下記の表（1～3）のとおりとする。

(表1) 工事分野（河川部門）

番号	区間名	基本協定締結区間			距離(km)	業者数	備考
		河川名	岸	区間			
1	大瀬川下流	大瀬川	左右岸	0/000～5/200	5.2	2	
2	大瀬川上流 五ヶ瀬川上流	大瀬川	左右岸	5/200～8/200	3.0	2	
		五ヶ瀬川	左岸	9/600～11/600	2.0		
		五ヶ瀬川	右岸	7/900～11/600	3.7		
3	五ヶ瀬川中流	五ヶ瀬川	左岸	3/750～9/600	5.85	2	
		五ヶ瀬川	右岸	3/750～7/900	4.15		
4	五ヶ瀬川下流 祝子川	五ヶ瀬川	左岸	0/000～3/750	3.75	2	
		五ヶ瀬川	右岸	2/800～3/750	0.95		
		祝子川	左右岸	0/000～1/700	1.7		
5	北川	北川	左右岸	0/000～3/750	3.75	2	

(表2) 工事分野 (道路部門)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2	6	
	延岡南バイパス	2.2		
	延岡道路	6.64		

(表3) 工事分野 (災害対策車等機械部門)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000～11/600 大瀬川 0/000～8/200 北川 0/000～3/750 祝子川 0/000～1/700	25.25	2	排水ポンプ車(4台・30m ³ /分) 照明車(2台)
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2		
	延岡南バイパス	2.2		
	延岡道路	6.64		

本協定で各企業と締結する区間は、基本協定締結区間と同一の範囲とする。

ただし、災害の規模、災害発生時の交通状況、気象の状況等によっては表(1～3)の区間に関わらず派遣を要請する場合がある。

また、災害対策車は、桜小路排水機場(宮崎県延岡市大貫町3丁目)及び資材倉庫(宮崎県延岡市伊形町)に配備している。

(3) 協定締結期間 平成22年4月1日(予定) ～ 平成23年3月31日

(4) 本協定を締結する企業の選定

本協定の締結を希望する企業は技術資料を提出するものとし、提出された技術資料を基に総合的な評価を行い、各部門の希望区間毎における評価点の高い上位業者を協定締結業者として決定する。

基本協定締結区間については、別紙様式1-1に示す区間とし、その結果を基に締結する協定区間の設定については、当事務所において決定する。

提出は1部門のみとし重複提出は認めない。ただし、工事分野の「河川部門」又は「道路部門」と「災害対策車等機械部門」の重複提出は可能とする。

また、基本協定締結区間数に応募業者が満たない場合は、協議の上で基本協定締結区間を見直すことがある。

(5) 本協定締結後の工事の請負契約

1) 本協定締結後に災害等が発生した場合で、当事務所が工事の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定業者」という。）に対し必要となる工事の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事の請負契約を速やかに締結するものとする。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から、対象となる協定区間の協定業者に工事を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定業者の了解を得て、必要となる工事の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該業者を相手として工事の請負契約を速やかに締結するものとする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成21・22年度九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事の有資格業者の認定を受けていること。

経常建設共同企業体にあつては、平成21年4月1日から九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係るC又はD等級(平成21年度現在のランクがC又はDランクであれば可)又は維持修繕工事又は機械設備工事の有資格業者の認定を現在まで継続して受けていること及び平成23年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。なお、経常建設共同企業体が平成21年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない

(6) 本店の所在地について、下記のとおりとする。

【工事分野】

○河川部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

但し、経常建設共同企業体にあつては、代表者の本店が上記に所在すること。

○道路部門

都農町以北の国道10号が通過する宮崎県内の市町に建設業法に基づく本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

但し、経常建設共同企業体にあつては、代表者の本店が上記に所在すること。

○災害対策車等機械部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

(7) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時に加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であつても差し支えない。

(8) 工事分野（道路部門）において、延岡河川国道事務所管内で震度4以上の地震が発生した場合、指定する区間のうち1区間において、休日・夜間に関わらず地震発生から1時間以内に一次走行点検が完了する体制を有していること。（詳細は技術資料等説明書参照）。

(9) 工事分野（災害対策車等機械部門）において、緊急業務に対応した体制の確保として、中型（又は大型）自動車の運転免許所有者が2名以上、玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、中型（又は大型）自動車運転免許所有者と玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者は、同一でかまわない。（詳細は技術資料等説明書参照）。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

電話 0982-31-1155（代表）

国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所

工事分野（河川部門）担当：工務第一課長 坂本 正己（内線311）

工務第一課機械係長 深町 真吾（内線492）

TEL 0982-31-1164（直通）

FAX 0982-33-6907（直通）

工事分野（道路部門）担当：道路管理課長 水口 高通（内線431）

道路管理課専門調査員 矢野 秀和（内線438）

TEL 0982-31-1260（直通）

FAX 0982-34-4884（直通）

工事分野（災害対策車等機 械部門）担当：河川管理課長 徳永 泰樹（内線331）

河川維持係長 小犬丸 智明（内線438）

TEL 0982-31-1167 (直通)

FAX 0982-33-6907 (直通)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 平成22年3月2日(火)から平成22年3月15日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 交付場所 : 〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 2階 道路管理課
- ③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 平成22年3月2日(火)から平成22年3月15日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(1)の希望担当による
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 当事務所において公示を行っている、平成22年度「延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。

災害時等基本協定希望区間表

●工事分野（河川部門）

区間	区間名	基本協定締結区間			距離 (Km)	会社数	希望記入欄 (希望する区間に○ を付けて下さい)
1	大瀬川下流	大瀬川	左右岸	0/000 ~ 5/200	5.2	2	
2	大瀬川上流 五ヶ瀬川上流	大瀬川	左右岸	5/200 ~ 8/200	3	2	
		五ヶ瀬川	左岸	9/600 ~ 11/600	2		
		五ヶ瀬川	右岸	7/900 ~ 11/600	3.7		
3	五ヶ瀬川中流	五ヶ瀬川	左岸	3/750 ~ 9/600	5.85	2	
		五ヶ瀬川	右岸	3/750 ~ 7/900	4.15		
4	五ヶ瀬川下流 祝子川	五ヶ瀬川	左岸	0/000 ~ 3/750	3.75	2	
		五ヶ瀬川	右岸	2/800 ~ 3/750	0.95		
		祝子川	左右岸	0/000 ~ 1/700	1.7		
5	北川	北川	左右岸	0/000 ~ 3/750	3.75	2	

●工事分野（道路部門）

区間	区間名	基本協定締結区間		距離 (Km)	会社数	希望記入欄 (希望する区間に○ を付けて下さい)
1	延岡-1	宮崎・大分県境 (221k840)	白ヶ谷橋 (232k420)	10.58	1	
2	延岡-2	白ヶ谷橋 (232k420)	大峽橋 (243k720)	11.3	1	
3	延岡-3	大峽橋 (243k720)	延岡市 平原交差点 (252k900)	9.18	1	
4	延岡門川	延岡市 平原交差点 (252k900)	門川町 西ノ山歩道橋 (262k800)	9.9	1	
5	門川日向	門川町 西ノ山歩道橋 (262k800)	日向市 小松崎交差点 (274k120)	11.32	1	
6	日向	日向市 小松崎交差点 (274k120)	日向市 都農町境 (284k590)	10.47	1	

●工事分野（災害対策車等機械部門）

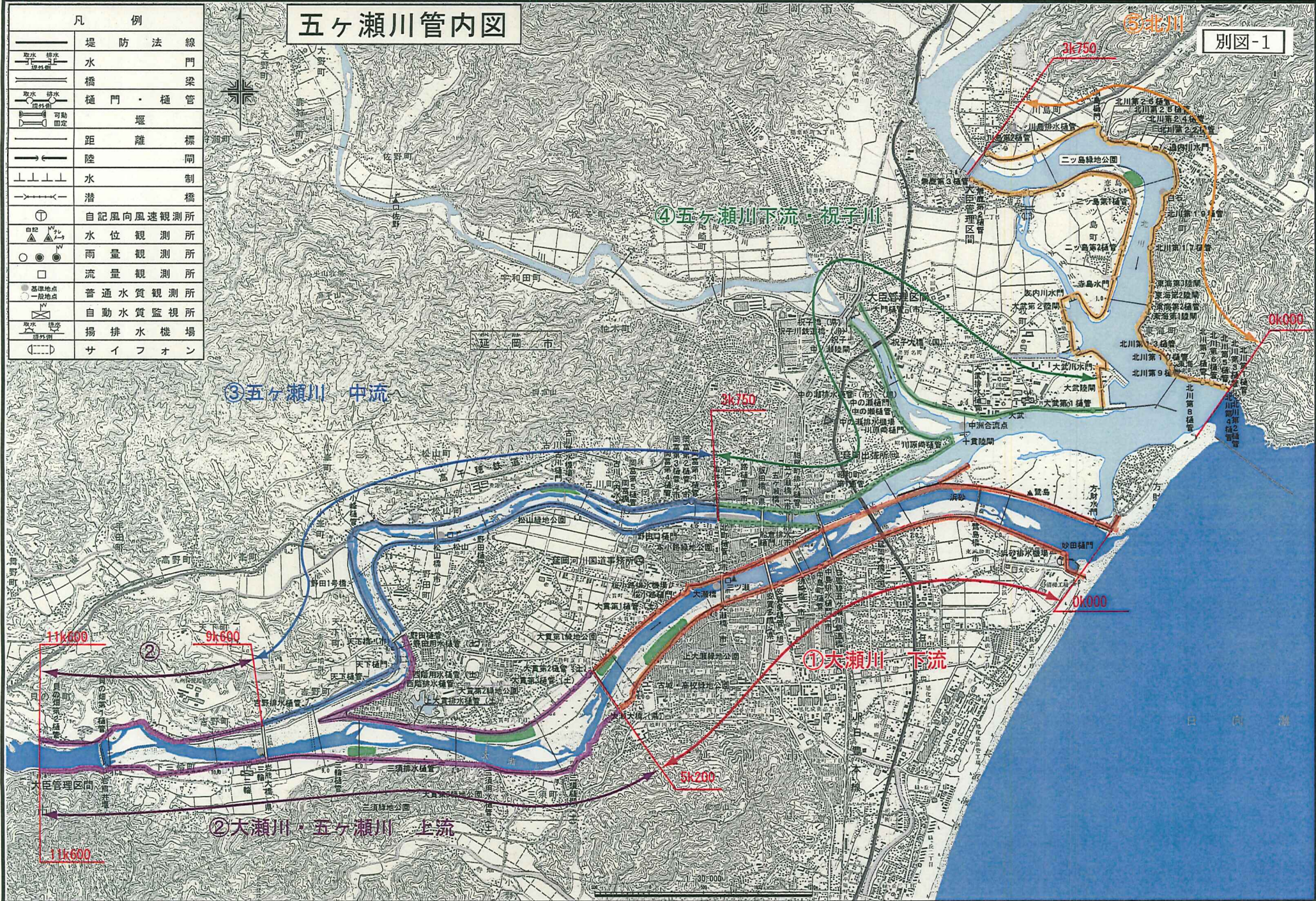
区間	区間名	基本協定締結区間		距離 (Km)	会社数	希望記入欄 (希望の場合○を記 載して下さい) (災害対策車等運 転は全区間対象)
1	直轄河川管理	五ヶ瀬川	0/000~11/600	25.25	2	
		大瀬川	0/000~8/200			
		北川	0/000~3/750			
		祝子川	0/000~1/700			
1	直轄国道管理	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590		62.2	2	
		延岡南バイパス		2.2		
		延岡道路		6.64		

(注1) 希望する基本協定区間は、1区間のみとする。

凡 例	
	堤 防 法 線
	水 門
	橋 梁
	樋 門 ・ 樋 管
	堰
	距 離 標
	陸 開
	水 制
	潜 橋
	自 記 風 向 風 速 観 測 所
	水 位 観 測 所
	雨 量 観 測 所
	流 量 観 測 所
	普 通 水 質 観 測 所
	自 動 水 質 観 測 所
	揚 排 水 機 場
	サイ フ ォ ン

五ヶ瀬川管内図

別図-1



③五ヶ瀬川 中流

④五ヶ瀬川下流・祝子川

①大瀬川 下流

②大瀬川・五ヶ瀬川 上流

1:30,000

